

第23回さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール実施要領

1 趣 旨

県民の緑への理解と関心を深めるとともに、「さいたま緑のトラスト運動」及び「みどりと川の再生」の普及啓発を図る。

2 主 催

埼玉県、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会

3 応募期間

令和4年8月1日（月）～12月2日（金）当日消印有効

4 募集テーマ

【トラスト保全地の部】<写真、動画>

緑のトラスト保全地（以下「トラスト地」）を対象とした、緑豊かな自然環境、自然や生き物と人とのふれあい、保全管理活動の様子など。

【身近な緑の部】<写真>

トラスト地を除く、埼玉県内にある緑の風景。平地林など里山の風景、屋上・駐車場緑化、緑とのふれあいの様子など。

5 応募資格

どなたでも応募可能。

※ 未成年者は保護者の同意を得た上で応募すること（未成年者からの応募については、保護者の同意の上で応募されたものとみなす）。

6 応募条件

【写真、動画共通】

- (1) プロ、アマを問わない。
- (2) テーマの趣旨に沿った内容の作品とする。
- (3) 本人が過去2年以内（令和2年8月以降）に撮影したもので、未発表の作品に限る。

【写真】

- (1) カラー写真とする。
- (2) 合成写真、組写真は不可とする。

【動画】

- (1) トラスト地を対象に撮影した実写のもの。
- (2) 1つのトラスト地を撮影したもの、又は複数のトラスト地を撮影し、映像をつなげる等の編集を行ったもの。
- (3) 1つのトラスト地を撮影したものは2分以内、複数のトラスト地を撮影したものは5分以内とする。ただし、複数のトラスト地を撮影したものは、どのトラスト地を撮影し

たのかわかるものを映像の中に組み込むこと。

- (4) データの記録媒体は CD、DVD、USB メモリとし、ファイルの拡張子は、
mov/mpeg4/mp4/avi/wmv 等の YouTube にアップロード可能な拡張子とする。
詳細は <https://support.google.com/youtube/troubleshooter/2888402?hl=ja>

7 応募方法

【写真】

○ 郵送部門

写真のサイズは 2 L 判とする。写真の裏面に、撮影者氏名・年齢・職業・住所・電話番号、作品名、撮影場所及び撮影日を明記した応募用紙を貼る。

※ 応募はトラスト保全地の部、身近な緑の部の両テーマ合計で 1 人 4 点以内とする。

○ Instagram 部門

① 応募者自身のアカウントを作成し、アカウントの公開をする。

② 埼玉県みどり自然課公式アカウント「@saitama_midorishizen」をフォローする。

URL https://www.instagram.com/saitama_midorishizen/

③ 投稿に作品名、撮影場所を明記する。

④ 撮影した写真に、ハッシュタグ「#緑のトラストフォト 2022」を付けて投稿する。

※ 応募はトラスト保全地の部、身近な緑の部の両テーマ合計で 1 人 4 点以内とする

※ 人物がメインの画像や複数同じような画像を応募した場合、当該作品を受け付けないことがある。

※ 1 投稿につき、1 画像での応募とすること。1 回の投稿で複数の画像を掲載した場合、1 枚目の画像のみが審査対象となる。

※ 「ハッシュタグ (#)」、「2022」は半角で入力すること。

※ 応募作品は、みどり自然課公式アカウントでリポストすることがあるが、入賞とは一切関係ない。

【動画】

CD、DVD のケース等に、撮影者氏名・年齢・職業・住所・電話番号、作品名、撮影場所及び撮影日を明記した応募用紙を貼って郵送する。

※ 応募は 1 人 2 点以内とする。

8 送付及び問合せ先

○ 埼玉県みどり自然課 みどり保全・総合調整担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-3150 (直通)

FAX 048-830-4775

E-mail a3140-11@pref.saitama.lg.jp

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/23trust.html>

- (公財) さいたま緑のトラスト協会
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-12-9 農林会館内
電話 048-824-3661
FAX 048-832-0292
E-mail main@saitama-greenerytrust.com

9 審査

審査は県の指定する審査員が行う。

10 結果発表

- (1) 令和5年1月中に行う。
- (2) 郵送部門の応募者については全員に通知する。
- (3) Instagram 部門の応募者については入賞者にのみ通知する。入賞者は埼玉県みどり自然課公式アカウントからのダイレクトメッセージを受信後、必要事項を指定の方法で連絡すること。
※ ダイレクトメッセージの送信から、7日以内に返信がない場合や返信の際に応募条件を満たしていないと判断された場合、受賞は無効となる。

11 表彰

入賞者には、別紙のとおり賞状及び副賞を贈呈する。令和5年2月中に表彰式を行う(予定)。

12 入賞作品公開

一定期間、展示を行う。

また、写真の入賞作品は Instagram に、動画の入賞作品は YouTube にアップロードする。

13 留意事項

【写真、動画共通】

- (1) 埼玉県及び(公財)さいたま緑のトラスト協会は、提供を受けた個人情報について、このコンクールの目的以外には使用しない。
- (2) 作品の撮影、応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (3) 作品に人物が含まれる場合は、肖像権の侵害とならないよう、必ず本人の了解を得ること。
- (4) 応募作品に関し第三者の権利侵害が認められた場合、その他の問題が発生した場合、主催者は一切の責任を負わず、その責任は応募者自身がすべて負うものとする。
- (5) この要領に違反した場合やマナーに反する方法(樹木の伐採、立入禁止区域からの撮影等)で撮影された作品は、失格とする。入賞作品発表後に発覚した場合でも、受賞を取り消し、副賞の返還を求めることがある。

【写真】

- (1) 入賞作品の著作権は主催者に帰属するものとし、入賞者は拡張子「JPG」で保存したデータを県に提出する。
- (2) 入賞作品はさいたま緑のトラスト運動の広報、県が実施する事業の広報等に使用することがある。
- (3) 郵送部門の応募作品は返却しない。

【動画】

- (1) 応募作品の著作権は製作者である応募者に帰属する。ただし、主催者が行う次の行為について、無償での使用を了承すること。
 - ① トラスト運動の普及啓発等のため、応募作品をそのままの状態もしくは一部編集した状態で YouTube にアップロードを行うこと。
 - ② トラスト運動の広報、イベント等において使用すること。
- (2) 作品内で使用する音楽等は著作権処理が必要のないものを使用するか、権利者の許可を得て使用し、許可を得たことを証明する文書等を応募の際に添付すること。
- (3) 応募作品は返却しない。



表彰

【トラスト保全地の部】

<写真>

○ 郵送部門

最優秀賞（埼玉県知事賞）	1点（賞状、副賞 30,000円相当）
優秀賞（トラスト協会理事長賞）	1点（賞状、副賞 10,000円相当）
優良賞（トラスト協会理事長賞）	3点（賞状、副賞 5,000円相当）
佳作（トラスト協会理事長賞）	4点（賞状、副賞 3,000円相当）

○ Instagram部門

最優秀賞（埼玉県知事賞）	1点（賞状、副賞 30,000円相当）
優秀賞（トラスト協会理事長賞）	1点（賞状、副賞 10,000円相当）
優良賞（トラスト協会理事長賞）	2点（賞状、副賞 5,000円相当）

<動画>

最優秀賞（埼玉県知事賞）	1点（賞状、副賞 30,000円相当）
優秀賞（トラスト協会理事長賞）	2点（賞状、副賞 10,000円相当）

【身近な緑の部】

<写真>

○ 郵送部門

最優秀賞（埼玉県知事賞）	1点（賞状、副賞 30,000円相当）
優秀賞（トラスト協会理事長賞）	1点（賞状、副賞 10,000円相当）
優良賞（トラスト協会理事長賞）	3点（賞状、副賞 5,000円相当）
佳作（トラスト協会理事長賞）	4点（賞状、副賞 3,000円相当）

○ Instagram部門

最優秀賞（埼玉県知事賞）	1点（賞状、副賞 30,000円相当）
優秀賞（トラスト協会理事長賞）	1点（賞状、副賞 10,000円相当）
優良賞（トラスト協会理事長賞）	2点（賞状、副賞 5,000円相当）